

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 1 6 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和7年4月20日午前11時30分頃、日立市河原子町1丁目6番地先市道5470号路上において、側溝のグレーチングが亡失していたため、日立市多賀町2丁目6番14号小野光夫氏が歩行中、当該亡失箇所に左足を落下し、負傷したので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金6,581円